

入 札 説 明 書

宮崎県が行う下記の業務委託に係る条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、5に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年9月1日

2 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 旅券（パスポート）等輸送業務
- (2) 契約期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

3 業務の要領等

別添「業務仕様書」による

4 競争入札参加資格の確認

本委託業務に係る入札に参加しようとする者は、入札公告に規定する資格を有する者とし、入札参加資格確認申請書に必要書類を添えて次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期間

公告日から令和8年9月9日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

イ 提出場所

宮崎県商工観光労働部観光経済交流局国際・経済交流課 国際企画・旅券担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話：0985-44-2619

ウ 提出書類

入札参加資格確認申請書（別記様式1）及び登記事項の証明書等の添付書類

エ 必要書類

- ・ 警備業法第4条に規定する認定を受けていることを証する書面の写し
- ・ 宮崎県内に本店又は支店・営業所等がある場合にあっては、県税に未納がないことの証明書
- ・ 入札の参加に関する誓約事項（別記様式5）

オ 結果通知

入札参加資格の有無について、速やかに決定し、申請者に対して通知する。

5 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県商工観光労働部観光経済交流局国際・経済交流課 国際企画・旅券担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
（電 話）0985-44-2619
（F A X）0985-26-7327
（E-mail）kokusai-keizaikoryu@pref.miyazaki.lg.jp

6 入札質問書の提出及び回答

(1) 提出期限及び提出場所

ア 提出期限 令和8年9月9日（水） 午後5時15分必着

イ 提出場所 宮崎県商工観光労働部観光経済交流局国際・経済交流課
(電子メールアドレス: kokusai-keizaikoryu@pref.miyazaki.lg.jp)

ウ 提出方法 直接提出のほか、郵送及び電子メールによる提出を可とする。

(2) 提出する書類

入札質問書 (別記様式4)

(3) 入札質問書に対する回答

回答は質問者に対し電子メールで行う。ただし、入札参加者全員に影響する回答の場合は、県ホームページに回答を掲載する。

7 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出期限 令和8年9月15日（火） 午後5時15分必着

(2) 提出場所 宮崎県商工観光労働部観光経済交流局国際・経済交流課 国際企画・旅券担当 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

(3) 提出方法 入札書 (別記様式2) を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

なお、入札書に記載する日付は、提出日又は発送日とすること。

ア 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「9月16日開封《旅券（パスポート）等輸送業務》の入札書在中」と朱書きし、郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮に持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きしなければならない。

イ 入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

ウ 代理人が入札を行う場合は、委任状 (別記様式3) を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示方法及び当該代理人の氏名を記載して押印しなければならない。その場合、代理人の印鑑は、入札書及び委任状とも同じものとする。

8 開札の日時及び場所

(1) 場所 宮崎県庁7号館4階741会議室

宮崎市橘通東2丁目10番1号

(2) 日時 令和8年9月16日（水）午前10時

(3) 開札の立会い

開札は、入札者又はその代理人1名を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

9 入札保証金

(1) 入札保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 契約の相手方が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（入札金額の100分の10以上）を締結したとき。

イ 地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合又はこれら以外の者と随意契約を締結する場合において、その者が過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（工事請負契約等でその工期等が2箇年を超えるものにあつては、完成期日が過去2箇年の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があつた入札
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。再度の入札の回数は1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。

ア 初度入札に参加しなかった者

イ 初度入札に参加したが、入札をしなかった者

ウ 連合その他不正な行為があつた入札をした者

- (4) 再度の入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。
- (5) 再度の入札書には、再入札書と記載すること。
- (6) 開札時に入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちに、その他の場合には別に定める日時に再度の入札を行う。
- (7) 再度の入札に付しても落札者がいないときは、最低入札価格と予定価格との差が僅少の範囲にあるときに限り、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を締結する。

12 契約書等

- (1) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (2) 契約保証金については、宮崎県財務規則第 101 条の規定による。
- (3) 契約の条項は、別添業務委託契約書（案）のとおりとする。

13 その他

入札参加者又は契約の相手方が本件に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。